

四街道市総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（第167の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が四街道市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当課長 契約事務を所掌する課・室等の長をいう。

(2) 工事担当課長 工事担当課・室等の長をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価方式の対象工事の選定は、競争入札により契約を締結する工事のうち、次のいずれかに該当するもののうち、四街道市入札参加資格審査委員会が適当と認める工事とする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事で、同種・類似工事の経験、配置予定技術者の能力及び工事成績等に基づき技術力と入札価格を一体として評価する方式

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事で、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績、配置予定技術者の能力、工事成績等に基づき技術力と入札価格を一体として評価する方式

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で、安全対策、交通や環境への影響及び工期の短縮等の観点から技術提案を求め、技術提案に係る施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等を併せ、技術力と入札価格とを一体として評価する方式

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事で、構造物の品質向上を図るための高度な技術提案を求める場合において、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から技術提案を求め、技術提案に係る施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等を併せ、技術力と入札価格とを一体として評価する方式

(総合評価の方法)

第4条 総合評価方式における評価は、次のとおりとする。

(1) 評価値 価格評価点と価格以外の評価点（以下「技術評価点」という。）を総合した評価点をいう。

(2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。

- (3) 技術評価点 入札者の技術提案内容や、工事成績等から算定した評価点をいう。
- 2 前号の評価項目は、別表「評価値算定基準」に基づき算定するものとする。
- 3 総合評価の方式は次のとおりとする。
 - (1) 加算方式 技術評価点に価格評価点を加える方式をいう。
 - (2) 除算方式 技術評価点を入札価格で除する方式をいう。

(学識経験者からの意見聴取)

第5条 総合評価方式の実施にあたっては地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項(同令第167条の13により準用する場合を含む。)、同法施行規則第12条の4の規定により、総合評価方式における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第6条 契約担当課長は、落札者決定基準について、前条第1項に定める意見聴取の結果を考慮し決定するものとする。

- 2 前項に規定する落札者決定基準においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 求める技術提案等の内容
- (2) 技術提案等の評価項目、評価基準及び配点(欠格事項を含む。)等
- (3) その他必要と認める事項

- 3 契約担当課長は、落札者決定基準について、工事担当課長に意見を聴くことができるものとする。

- 4 契約担当課長は、簡易型、標準型又は高度技術提案型の落札者決定基準については、第7条に定める技術審査委員会の確認を受けるものとする。

(技術審査委員会の設置)

第7条 総合評価方式を実施する場合において、価格以外の技術的な要素を審査及び評価等を行うために別に定める技術審査委員会を設けるものとする。なお、特別簡易型については、技術審査委員会の設置は不要とする。

(入札の公告)

第8条 総合評価方式により競争入札を実施しようとするときは、四街道市財務規則に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価方式による旨
- (2) 当該総合評価方式に係る評価項目
- (3) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (4) その他必要と認める事項

(入札参加資格の確認)

第9条 契約担当課長は、技術提案等の提示又は入札の前に、入札参加者が当該入札公告等において定めた入札参加資格を満たすものであるかを確認するものとする。

(技術提案等のヒアリング)

第10条 技術審査委員会は、必要に応じ、入札参加者から提示された技術提案等について、当該入札参加者のヒアリングを実施することができる。

(技術提案等の改善)

第11条 技術審査委員会は、特に技術的難易度の高い標準型又は高度技術提案型における技術提案等について、その内容の一部を改善することで、より優れた技術提案等となる場合や提案の不備を解決できる場合は、入札参加者に当該技術提案等についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。

この場合において、技術審査委員会は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表しなければならない。

(技術提案等の審査及び評定)

第12条 契約担当課長及び工事担当課長は、入札参加者から提示された技術提案等について、施工の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査するものとする。

2 契約担当課長は、特に技術的難易度の高い標準型及び高度技術提案型においては、技術提案等の審査及び評定について、別に定める技術審査委員会の審議に付して、技術評価点を算出することができる。

3 技術審査委員会において、技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な施工ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。

(落札予定者の決定)

第13条 契約担当課長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者とするすることができる。

(1) 入札価格が、予定価格の110分の100に相当する価格の範囲内であること。

(2) 提示した技術提案等が、入札公告等に定める要件のうち、必須とされた項目の最低要求要件をすべて満たしていること。

(3) その他、入札公告等に定めた入札参加資格をすべて満たしていること。

2 地方自治法施行令第167条の9(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定は、評価値の最も高い者が2者以上ある場合において準用する。

3 落札予定者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、四街道市低入札価格調査実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定するものとする。

(落札者の決定)

第14条 契約担当課長は、前条の規定により落札予定者を決定したときは、第5条に定める意見聴取の結果を考慮し、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。

(評価結果の公表)

第15条 契約担当課長は、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者

(2) 落札者を決定した理由

(3) 入札参加者の評価結果

(落札者の施工方法等)

第16条 技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて施工させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案等料の作成費用)

第17条 入札参加者の技術提案等の作成に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(技術提案等の使用及び保護)

第18条 技術提案等については、後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについては、この限りではない。

(技術提案等が達成されなかった時の対応)

第19条 入札参加者の技術提案等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定に基づき、当該入札参加者に対し指名停止措置等を行うものとする。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、工事成績評定を減じる措置を行うものとする。

(秘密の保持)

第20条 入札参加者から提示された技術提案等に関する事項は、第16条各号に規定する事項を除き、公表しないこととする。

(その他)

第21条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に入札の公告をし、又は指名業者に通知し、かつ、令和元年10月1日以後に引き渡し予定の建設工事に適用する。

別表

評価値算定基準

1 趣旨

この算定基準は、「四街道市総合評価方式試行要領」に基づき実施する入札について、落札者の決定に関し、標準的な設定項目を示すものとする。

なお、実際の評価項目及び評価基準は、工事毎の入札公告に明示するので、入札に参加する者は、必ず入札公告の内容を確認するものとする。

2 評価値の算定方法

(1) 加算方式による場合は以下による。

価格評価点は $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格 (税抜き)})$ ただし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)まで算出する。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

技術評価点は、10～30点

(2) 除算方式による場合は以下による

標準点は、100点とする。

技術評価点(標準点 + 加算点)

加算点は、10～30点

評価値 = $\text{技術評価点} \div \text{予定価格} \times 1,000,000$ ただし、小数点以下第6位(小数点以下第7位切捨て)まで算出する。

3 価格評価点の算定

入札価格が予定価格(税抜き)を超えた者または低入札価格調査制度に基づき失格となった者あるいは入札の諸条件により無効となった者を除いて算定する。

4 価格以外の評価点

(1) 技術提案に係る資料

入札参加者から提出を求める技術資料は、以下に掲げる事項の中から必要なものを案件ごとに定めるものとする。

- ① ライフサイクルコスト、使用材料等の耐久性その他の総合的なコストの縮減に関する技術提案に係る事項
- ② 品質管理の方法、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策その他の社会的要請への対応に関する技術提案に係る事項
- ③ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策その他の社会的要請への対応に関する技術提案に係る事項、施工上配慮すべき事項等の簡易な施工計画に関する事項
- ④ 工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、施工上配慮すべき事項等の簡易な施工計画に関する事項
- ⑤ その他必要な技術提案に係る事項

(2) 技術提案以外の資料

- ① 企業の施工能力に係る事項
- ② 配置予定技術者の能力に係る事項
- ③ 地域精通度の係る事項
- ④ 地域貢献度に係る事項
- ⑤ その他必要な事項